

社会福祉法人 浩照会 定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 生計困難者に対して無料又は低額な費用で利用させる介護老人保健施設の経営

(ハ) 生計困難者のために無料又は低額な費用で診療を行う事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 浩照会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてみさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、京都府京都市伏見区向島二ノ丸町151番81に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名～10名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会にて行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して各年度の総額が400,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (6) 定款の変更
- (7) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (8) 公益事業に関する重要な事項
- (9) 解散
- (10) 残余財産の処分
- (11) 基本財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催する他、必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議をおこなわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人ならびに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 7名～9名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧および謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第22条 理事又は監事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第25条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他重要な職員（以下「施設長等」という）は理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 役員等の損害賠償責任の免除

(責任の免除)

第26条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第27条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金80,000円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く）は理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,000,000円

(2) 京都市伏見区向島二ノ丸町151番81・151番82・151番83・151番53
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 介護老人保健施設「あじさいガーデン伏見」
一棟
延床面積 10,945.48㎡

(3) 京都市伏見区向島二ノ丸町151番82・151番83・151番53
所在の介護老人保健施設「あじさいガーデン伏見」
敷地
面積 2,259.13㎡

(4) 京都市伏見区向島二ノ丸町151番53
所在の特別養護老人ホーム「あじさい苑」
敷地
面積 4,589.00㎡

(5) 京都市伏見区向島二ノ丸町151番53
所在の鉄筋コンクリート造5階建 特別養護老人ホーム「あじさい苑」
一棟
延床面積 6,651.81㎡

(6) 京都市伏見区下油掛町895番1・西大手町307番150

所在の病院「伏見桃山総合病院」

敷地

面積 1,333.00㎡

(7) 京都市伏見区下油掛町895番1・西大手町307番150

所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下2階付7階建「伏見桃山総合病院」

一棟

延床面積 5,319.11㎡

(8) 京都市伏見区下油掛町167番1

所在の病院「伏見桃山総合病院」

敷地

面積 227.83㎡

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第42条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て京都市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及び定款に定めのあるもののほか理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 通所リハビリテーション事業
- (2) 短期入所療養介護事業
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 介護予防通所リハビリテーション事業
- (5) 介護予防短期入所療養介護事業
- (6) 訪問リハビリテーション事業
- (7) 介護予防訪問リハビリテーション事業
- (8) 訪問看護事業
- (9) 介護予防訪問看護事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第44条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、京都市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都市長に届け出なければならない。

第 1 1 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 4 6 条 この法人の公告は、社会福祉法人 浩照会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 4 7 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	宮 脇 五 郎
常務理事	宮 脇 朝 子
理 事	中 元 俊 夫
理 事	檀 上 健 作
理 事	木 村 節 子
理 事	湯 之 上 ふ み え
監 事	下 垣 邦 彦
監 事	新 谷 俊 男

この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

役員等報酬規程

社会福祉法人 浩照会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 浩照会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に合わせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に合わせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、原則としてこの規程は適用しない。ただし、非常勤職員であり業務のための出勤日でない場合の法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(支払い方法)

第10条 本規程にて定められた役員等報酬については、原則として職務執行のあった月内分を一括して月末に口座振込みにて支払うこととする。ただし、必要な場合は職務執行日に支払うこともできる。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成 29年 6月 1日より適用する

役員報酬 別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
-----	-----	-----------

理事会出席報酬等	10,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	2,000円
苦情対応第三者委員	10,000円	2,000円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事長業務報酬等	15,000円	2,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	18,000円	2,000円
苦情対応第三者委員	10,000円	2,000円

別表 3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他
実 費	20,000円	15,000円	実 費

法人単位資金収支計算書

(自) 平成 28 年 4 月 1 日

(至) 平成 29 年 3 月 31 日

(単位: 円)

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A) - (B)	備考
事業活動による収入	介護保険事業収入	[1,913,205,000]	[1,912,180,826]	[1,024,174]	
	老人福祉事業収入	[0]	[0]	[0]	
	就労支援事業収入	[0]	[0]	[0]	
	障害福祉サービス等事業収入	[0]	[0]	[0]	
	生活保護事業収入	[0]	[0]	[0]	
	医療事業収入	[1,490,629,000]	[1,490,513,738]	[115,262]	
	事業所内保育事業収入	[1,550,000]	[1,520,000]	[30,000]	
	経常経費寄附金収入	[10,000]	[5,000]	[5,000]	
	受取利息配当金収入	[35,000]	[20,674]	[14,326]	
	その他の収入	[24,416,000]	[24,201,832]	[214,168]	
	事業活動収入計 (1)	[3,429,845,000]	[3,428,442,070]	[1,402,930]	
事業活動による支出	人件費支出	[2,355,801,000]	[2,354,640,213]	[1,160,787]	
	事業費支出	[579,148,000]	[578,231,893]	[916,107]	
	事務費支出	[337,772,000]	[336,872,936]	[899,064]	
	就労支援事業支出	[0]	[0]	[0]	
	授産事業支出	[0]	[0]	[0]	
	利用者負担軽減額	[3,888,000]	[3,949,874]	[△ 61,874]	
	支払利息支出	[50,578,000]	[50,600,769]	[△ 22,769]	
	その他の支出	[10,248,000]	[9,856,077]	[391,923]	
	事業活動支出計 (2)	[3,337,435,000]	[3,334,151,762]	[3,283,238]	
	事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	[92,410,000]	[94,290,308]	[△ 1,880,308]	
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入	[2,360,000]	[2,335,000]	[25,000]	
	施設整備等寄附金収入	[0]	[0]	[0]	
	設備資金借入金収入	[0]	[0]	[0]	
	固定資産売却収入	[1,080,000]	[1,080,000]	[0]	
	その他の施設整備等による収入	[1,500,000]	[1,500,000]	[0]	
	施設整備等収入計 (4)	[4,940,000]	[4,915,000]	[25,000]	
施設整備等による支出	設備資金借入金元金償還支出	[333,924,000]	[333,924,000]	[0]	
	固定資産取得支出	[49,470,000]	[48,994,833]	[475,167]	
	固定資産除却・廃棄支出	[0]	[0]	[0]	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	[12,000,000]	[11,943,336]	[56,664]	
	その他の施設整備等による支出	[0]	[0]	[0]	
	施設整備等支出計 (5)	[395,394,000]	[394,862,169]	[531,831]	
	施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)	[△ 390,454,000]	[△ 389,947,169]	[△ 506,831]	
その他の活動による収入	長期運営資金借入金収入	[0]	[0]	[0]	
	長期貸付金回収収入	[1,000,000]	[1,026,500]	[△ 26,500]	
	投資有価証券売却収入	[0]	[0]	[0]	
	積立資産取崩収入	[0]	[0]	[0]	
	その他の活動による収入	[60,000,000]	[59,865,000]	[135,000]	
	その他の活動収入計 (7)	[61,000,000]	[60,891,500]	[108,500]	
その他の活動による支出	長期運営資金借入金元金償還支出	[13,332,000]	[13,332,000]	[0]	
	長期貸付金支出	[15,000,000]	[14,970,000]	[30,000]	
	投資有価証券取得支出	[0]	[0]	[0]	
	積立資産支出	[0]	[0]	[0]	
	その他の活動による支出	[63,220,000]	[63,043,304]	[176,696]	
	その他の活動支出計 (8)	[91,552,000]	[91,345,304]	[206,696]	
	その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)	[△ 30,552,000]	[△ 30,453,804]	[△ 98,196]	
	予備費支出 (10)	[0]	[0]	[0]	
		[0]	[0]	[0]	

勘定科目	予算 (A)	決算 (B)	差異 (A) - (B)	備考
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)	[△ 328,596,000]	[△ 326,110,665]	[△ 2,485,335]	
前期末支払資金残高 (12)	906,196,339	906,196,339	0	
当期末支払資金残高 (11) + (12)	[577,600,339]	[580,085,674]	[△ 2,485,335]	

法人単位事業活動計算書

(自) 平成 28 年 4 月 1 日 (至) 平成 29 年 3 月 31 日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
サービス活動増減の部	介護保険事業収益	[1,912,180,826]	[1,824,038,803]	[88,142,023]
	老人福祉事業収益	[0]	[0]	[0]
	就労支援事業収益	[0]	[0]	[0]
	障害福祉サービス等事業収益	[0]	[0]	[0]
	生活保護事業収益	[0]	[0]	[0]
	医療事業収益	[1,490,513,738]	[1,472,871,169]	[17,642,569]
	事業所内保育所事業収益	[1,520,000]	[3,031,000]	[△ 1,511,000]
	経常経費寄附金収益	[5,000]	[183,800]	[△ 178,800]
	その他の収益	[0]	[0]	[0]
	サービス活動収益計 (1)	[3,404,219,564]	[3,300,124,772]	[104,094,792]
サービス活動増減の部	人件費	[2,384,752,613]	[2,163,564,259]	[221,188,354]
	事業費	[577,546,806]	[605,938,395]	[△ 28,391,589]
	事務費	[336,872,936]	[399,505,870]	[△ 62,632,934]
	就労支援事業費用	[0]	[0]	[0]
	授産事業費用	[0]	[0]	[0]
	利用者負担軽減額	[3,949,874]	[5,424,904]	[△ 1,475,030]
	減価償却費	[343,594,366]	[326,837,583]	[16,756,783]
	国庫補助金等特別積立金取崩額	[△ 27,422,026]	[△ 27,699,607]	[277,581]
	サービス活動費用計 (2)	[3,619,294,569]	[3,473,571,404]	[145,723,165]
サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)	[△ 215,075,005]	[△ 173,446,632]	[△ 41,628,373]	
サービス活動増減の部	受取利息配当金収益	[20,674]	[201,081]	[△ 180,407]
	有価証券売却益	[0]	[0]	[0]
	投資有価証券売却益	[0]	[0]	[0]
	その他のサービス活動外収益	[24,511,832]	[23,180,239]	[1,331,593]
	サービス活動外収益計 (4)	[24,532,506]	[23,381,320]	[1,151,186]
サービス活動増減の部	支払利息	[50,600,769]	[49,530,566]	[1,070,203]
	有価証券売却損	[0]	[0]	[0]
	投資有価証券売却損	[0]	[0]	[0]
	その他のサービス活動外費用	[9,856,077]	[10,103,787]	[△ 247,710]
	サービス活動外費用計 (5)	[60,456,846]	[59,634,353]	[822,493]
サービス活動増減差額 (6) = (4) - (5)	[△ 35,924,340]	[△ 36,253,033]	[328,693]	
経常増減差額 (7) = (3) + (6)	[△ 250,999,345]	[△ 209,699,665]	[△ 41,299,680]	
特別増減の部	施設整備等補助金収益	[2,335,000]	[291,000]	[2,044,000]
	施設整備等寄附金収益	[0]	[0]	[0]
	固定資産売却益	[1,079,999]	[0]	[1,079,999]
	特別収益計 (8)	[3,414,999]	[291,000]	[3,123,999]
	特別増減の部	基本金組入額	[0]	[0]
固定資産売却損・処分損		[1]	[0]	[1]
国庫補助金等特別積立金積立額		[2,335,000]	[291,000]	[2,044,000]
特別費用計 (9)		[2,335,001]	[291,000]	[2,044,001]
特別増減差額 (10) = (8) - (9)	[1,079,998]	[0]	[1,079,998]	
当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)	[△ 249,919,347]	[△ 209,699,665]	[△ 40,219,682]	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	[1,664,895,166]	[1,874,594,831]	[△ 209,699,665]
	当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)	[1,414,975,819]	[1,664,895,166]	[△ 249,919,347]
	基本金取崩額 (14)	[0]	[0]	[0]
	その他の積立金取崩額 (15)	[0]	[0]	[0]
	その他の積立金積立額 (16)	[0]	[0]	[0]
	次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)	[1,414,975,819]	[1,664,895,166]	[△ 249,919,347]

法人単位貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	[1,225,278,131]	[1,284,136,808]	[Δ 58,858,677]	流動負債	[1,043,781,490]	[775,018,644]	[268,762,846]
現金預金	766,961,030	763,136,015	3,825,015	短期運営資金借入金	400,000,000	200,000,000	200,000,000
事業未収金	442,782,394	495,668,004	Δ 52,885,610	事業未払金	131,018,687	156,296,489	Δ 25,277,802
未収補助金	3,481,000	9,097,000	Δ 5,616,000	1年以内返済予定設備			
貯蔵品	638,369	0	638,369	資金借入金	315,225,000	333,924,000	Δ 18,699,000
医薬品	9,763,043	9,111,011	652,032	1年以内返済予定長期			
診療・療養費等材料	154,869	121,814	33,055	運営資金借入金	13,332,000	13,332,000	0
立替金	162,771	769,574	Δ 606,803	1年以内返済予定リー			
前払費用	1,334,655	5,847,613	Δ 4,512,958	ス債務	9,492,945	0	9,492,945
仮払金	0	385,777	Δ 385,777	未払費用	90,655,948	0	90,655,948
固定資産	[4,215,318,433]	[4,459,026,379]	[Δ 243,707,946]	預り金	542,650	402,470	140,180
基本財産	[3,687,347,139]	[3,904,094,901]	[Δ 216,747,762]	職員預り金	13,057,260	12,008,685	1,048,575
土地	831,388,601	831,388,601	0	貸与引当金	70,457,000	59,055,000	11,402,000
建物	2,854,958,538	3,071,706,300	Δ 216,747,762	固定負債	[2,373,713,404]	[2,670,036,500]	[Δ 296,323,096]
基本財産特定預金	1,000,000	1,000,000	0	設備資金借入金	2,107,167,000	2,422,392,000	Δ 315,225,000
その他の固定資産	[527,971,294]	[554,931,478]	[Δ 26,960,184]	長期運営資金借入金	10,015,000	23,347,000	Δ 13,332,000
建物	24,997,459	26,800,270	Δ 1,802,811	リース債務	11,952,504	0	11,952,504
構築物	18,516,901	19,845,844	Δ 1,328,943	退職給付引当金	189,875,900	171,165,500	18,710,400
機械及び装置	55,119,871	26,371,659	28,748,212	預り保証金	54,703,000	53,132,000	1,571,000
車輛運搬具	1,925,951	2,681,434	Δ 755,483	負債の部合計	[3,417,494,894]	[3,445,055,144]	[Δ 27,560,250]
器具及び備品	64,600,116	74,802,721	Δ 10,202,605	純 資 産 の 部			
有形リース資産	21,445,449	0	21,445,449	基本金	[188,758,250]	[188,758,250]	[0]
権利	4,706,147	332,539,893	Δ 327,833,746	(第一号基本金)	[188,758,250]	[188,758,250]	[0]
ソフトウェア	1,898,102	41,623	1,856,479	国庫補助金等特別積立金	[419,367,601]	[444,454,627]	[Δ 25,087,026]
のれん	245,410,460	0	245,410,460	その他の積立金	[0]	[0]	[0]
出資金	200,000	300,000	Δ 100,000	次期繰越活動増減差額	[1,414,975,819]	[1,664,895,166]	[Δ 249,919,347]
長期貸付金	30,259,534	16,316,034	13,943,500	(うち当期活動増減差額)	Δ 249,919,347	Δ 209,699,665	Δ 40,219,682
敷金	1,010,000	2,100,000	Δ 1,090,000				
長期前払費用	3,178,304	0	3,178,304				
保証金預金	54,703,000	53,132,000	1,571,000	純資産の部合計	[2,023,101,670]	[2,298,108,043]	[Δ 275,006,373]
資産の部合計	5,440,596,564	5,743,163,187	Δ 302,566,623	負債及び純資産の部合計	5,440,596,564	5,743,163,187	Δ 302,566,623

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 26 京都府	(2)市町村区分 100 京都市	(3)所轄庁区分 26100	(4)法人番号 7130005004373	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 浩照会					
(8)主たる事務所の住所 京都府 京都市 伏見区向島二ノ丸町151番81					
(9)主たる事務所の電話番号 075-632-8658	(10)主たる事務所のFAX番号 075-604-0130	(11)従たる事務所の有無 2 無			
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページ http://www.ajisai-kosyokai.com	(14)法人のメールアドレス ajisai@ab.auone-net.jp				
(15)法人の設立認可年月日 平成11年11月1日	(16)法人の設立登記年月日 平成11年11月1日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員 7名	(2)評議員の現員 7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円） 108,000
-----------------	----------------	---------------------------------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
中西明美	なし	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
小林亮	社会医療法人生長会ヘルクリニック 所長	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	1
山田宏晃	なし	H29.4.1 ~ H33.6	1 有	2 無	3
寺田幸治	社会医療法人弘仁会大島病院 副院長	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	2
堀正二	大阪府立病院機構大阪国際がんセンター 名誉総長	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	0
福島豊	福島内科医院 院長	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	0
山口稔	堺市淡友会 会長	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	0

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員 6名	(2)理事の現員 6	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円） 132,000	2 特例無
----------------	---------------	---------------------------------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
宮脇石郎	1 理事長（会長等含む。）	平成11年11月1日	1 常勤	平成27年10月31日	社会福祉法人浩照会 理事長・法人本部長	2 無

	H27.11.13 ~ H29.6.24	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	1 有	3 職員給与のみ支給	4
中西明美	3 その他理事	2 非常勤 平成27年10月31日 なし			2 無
	H27.11.13 ~ H29.6.24	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	2 理事報酬のみ支給	4
福原毅	3 その他理事	2 非常勤 平成27年10月31日 社会医療法人生長会 会長			2 無
	H27.11.13 ~ H29.6.24	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	2 理事報酬のみ支給	3
大内孝雄	3 その他理事	2 非常勤 平成27年10月31日 社会医療法人弘仁会 理事長			2 無
	H27.11.13 ~ H29.6.24	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	2 理事報酬のみ支給	3
井上教子	3 その他理事	2 非常勤 平成27年10月31日 保護司			2 無
	H27.11.13 ~ H29.6.24	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	2 理事報酬のみ支給	4
宮脇昭太郎	3 その他理事	1 常勤 平成27年10月31日 社会福祉法人浩照会 法人本部事務局長			2 無
	H27.11.13 ~ H29.6.24	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	1 有	3 職員給与のみ支給	4

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	88,000
----------	----	----------	---	---------------------	--------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
下垣邦彦	弁護士	2 無	平成27年10月31日
	H27.11.13 ~ H29.6.24	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	3
岩城本臣	弁護士	2 無	平成27年10月31日
	H27.11.13 ~ H29.6.24	6 財務管理に識見を有する者（その他）	1

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）
平安監査法人	600,000	2 無	平安監査法人	1,800,000

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	14	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	2
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.9
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	379	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	163
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	62.1

7. 前会計年度の評議員会の状況

(2)評議員会への評議員、理事、監

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成28年5月28日	14	6	1	0	1. 平成27年度事業報告について 2. 平成27年度決算について 3. 運転資金借入枠増額について 4. 伏見桃山総合病院医療機器購入に係る入札について 5. 入札選定委員選任について
平成29年1月28日	12	6	1	0	1. 定款変更について 2. 評議員選任・解任委員会について 3. 新規評議員・理事について 4. 会計監査人について
平成29年3月25日	14	6	2	0	平成29年度事業計画について 2. 平成29年度収支予算について 3. 新規評議員について 4. 新規役員候補者について 5. 理事会・評議員会運営規定について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度の理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成28年5月28日	6	1	1. 平成27年度事業報告について 2. 平成27年度決算について 3. 運転資金借入枠増額について 4. 伏見桃山総合病院医療機器購入に係る入札について 5. 入札選定委員選任について
平成29年1月28日	6	1	1. 定款変更について 2. 評議員選任・解任委員会について 3. 新規評議員・理事について 4. 会計監査人について
平成29年3月9日	4	0	1. 評議員候補者の推薦について

平成29年3月25日	6	2	平成29年度事業計画について 2. 平成29年度収支予算について 3. 新規評議員について 4. 新規役員候補者について 5. 理事会・評議員会運営規定について
------------	---	---	--

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度の監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	下垣邦彦 岩城本臣
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度の会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		
001	本部拠点	00000001	本部経理区分		社会福祉法人浩照会法人本部					
		京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番81		4 その他	3 自己所有	平成11年11月1日	0	0
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
002	老健拠点	02180101	生計困難者に対する無料低額老健利用事業		介護老人保健施設あじさいガーデン伏見					
		京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番81		4 その他	3 自己所有	平成13年1月9日	276	89,692
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
		06260109	(公益) 居宅サービス事業(短期入所療養介護)		介護老人保健施設あじさいガーデン伏見 短期					

現況報告書様式（平成29年4月1日現在）

002	老健拠点	京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番81	4 その他	3 自己所有	平成13年1月9日	2	1,503
		A建設費						0	
		イ大規模修繕							
002	老健拠点	06260107	(公益) 居宅サービス事業 (通所リハ)		介護老人保健施設あじさいガーデン伏見 通所				
		京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番81	4 その他	3 自己所有	平成13年1月9日	60	11,258
		A建設費						0	
002	老健拠点	06260104	(公益) 居宅サービス事業 (訪問リハ)		介護老人保健施設あじさいガーデン伏見 訪リハ				
		京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番81	4 その他	3 自己所有	平成19年5月1日	0	7,574
		A建設費						0	
003	特養拠点	06260301	(公益) 居宅介護支援事業		居宅介護支援事業所あじさい				
		京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番81	4 その他	3 自己所有	平成13年12月1日	0	1,090
		A建設費						0	
003	特養拠点	01030202	特別養護老人ホーム (介護福祉サービス)		特別養護老人ホームあじさい苑				
		京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番53	3 自己所有	3 自己所有	平成17年11月1日	100	34,680
		A建設費						0	
003	特養拠点	02120402	老人短期入所施設 (短期入所生活介護)		特別養護老人ホームあじさい苑 短期				
		京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番53	3 自己所有	3 自己所有	平成17年11月1日	20	5,735
		A建設費						0	
004	病院拠点	02170101	生計困難者に対する無料低額診療事業		伏見桃山総合病院				
		京都府	京都市伏見区	下油掛町895	3 自己所有	3 自己所有	平成27年4月1日	199	83,040
		A建設費						0	
004	病院拠点	06260103	(公益) 居宅サービス事業 (訪問看護)		訪問看護ステーションあじさい				
		京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番81	4 その他	3 自己所有	平成27年11月1日	0	418
		A建設費						0	
001	本部拠点	06000001	事業所内保育事業		あじさい保育園				
		京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番81	4 その他	3 自己所有	平成27年6月1日	0	1,596
		A建設費						0	
002	老健拠点	06260107	(公益) 居宅サービス事業 (通所リハ)		介護老人保健施設あじさいガーデン伏見 予防通所				
		京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番81	4 その他	3 自己所有	平成18年4月1日	0	1,428
		A建設費						0	
002	老健拠点	06260104	(公益) 居宅サービス事業 (訪問リハ)		介護老人保健施設あじさいガーデン伏見 予防訪リハ				
		京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番81	4 その他	3 自己所有	平成19年5月1日	0	938
		A建設費						0	
003	特養拠点	02120402	老人短期入所施設 (短期入所生活介護)		特別養護老人ホームあじさい苑 予防短期				
		京都府	京都市伏見区	向島二ノ丸町151番53	3 自己所有	3 自己所有	平成17年11月1日	0	21
		A建設費					0		

	イ大規模修繕					
--	--------	--	--	--	--	--

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. うち地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
居宅サービス事業(短期入所療養介護)	あじさいガーデン伏見短期入所療養介護 要介護者、要支援者に対する短期入所受入れによる療養介護事業	京都市伏見区・南区・宇治市・城陽市
居宅サービス事業(通所)	あじさいガーデン伏見通所リハ	京都市伏見区・宇治市

リハ)	要介護者、要支援者に対する通所による介護及びリハビリテーション事業	
居宅サービス事業（訪問リハ）	あじさいガーデン伏見訪問リハ	京都市伏見区・南区・宇治市・城陽市
リハ)	要介護者、要支援者に対する在宅訪問によるリハビリテーション事業	
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所あじさい	京都市伏見区・宇治市
	要介護者、要支援者に対する在宅でのケアプラン作成等の居宅介護支援事業	
居宅サービス事業（訪問看護）	訪問看護ステーションあじさい	京都市伏見区・宇治市
	要介護者、要支援者に対する在宅訪問による看護支援事業	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 （社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

(1) 社会福祉充実残額の総額（円）	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組

① 任意事項の公表の有無

㊦ 事業報告	2 無
㊧ 財産目録	1 有
㊨ 事業計画書	2 無
㊩ 第三者評価結果	1 有
㊪ 苦情処理結果	1 有
㊫ 監事監査結果	2 無
㊬ 附属明細書	2 無

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

① 事業運営に係る公費（円）	2,876,263,703
② 施設・設備に係る公費（円）	2,335,000
③ 国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	0

(3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
特別養護老人ホームあじさい苑	平成26年度
介護老人保健施設あじさいガーデン伏見	平成27年度
介護老人保健施設あじさいガーデン伏見 通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション	平成28年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

- ①実施者の区分
- ②実施者の氏名（法人の場合は法人名）
- ③業務内容
- ④費用〔年額〕（円）

02 監査法人
平安監査法人
ウ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援
600,000

- (2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況
- ①所轄庁から求められた改善事項

1. 社会福祉法人 中長期の収支計画について
平成27年度決算について、平成27年3月の定款変更認可申請時の
資金収支計画と大きく相違している
については、収支見通しを精査し改めて今後の資金収支計画を策定すること。
2. 介護老人保健施設
経口維持加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について、該当の算定に当たっては、現に経口により食事を
摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は
歯科医師の指示に基づき医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、その他職員
の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い入所者ごとに
経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、特別な管理の対象となる
入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日の属する月から算定できることに
なっているが、同意を得られた日の属する月以前から算定している事例があることを確認した。
については平成23年11月まで遡り同様の事例がないか自主点検を行い、誤って請求して
いた介護報酬について自主的に返還するとともに利用者負担についても自主的に返還すること。
3. 介護老人福祉施設
経口維持加算（Ⅰ）及び経口維持加算（Ⅱ）について
（1）経口維持加算（Ⅰ）については現に経口より食事を摂取する者であって摂食機能障害を有し
誤嚥が認められることから継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が
必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けた者に対し算定できるとされているが、
医師等の指示を受けていないにもかかわらず当該加算を算定していることを確認した。
（2）経口維持加算（Ⅱ）については協力歯科医療機関を定めている
指定介護老人福祉施設が経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって
入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び
会議等に、医師（指定介護老人福祉施設基準第2条第1項第一号に規定する医師を除く）
歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定できるとされているが
医師、歯科医師、言語聴覚士等が会議に参加していない事例があることを確認した。
4. 居宅介護支援
居宅サービス計画について
介護支援専門員は居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを
位置付ける場合にあつては、主治の医師等の指示があることを確認しなければならない
ところ主治の医師等の意見を求めている事例があることを確認した。
については居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた利用者の同意を得て主治の医師等の意見を
求め指示内容を確認し、医師等から受けた意見及び指示について記録すること。

- ②実施した改善内容

1. 社会福祉法人
新しい資金計画を策定いたしました。
平成28年度より平成37年度までの10年間の年度別、拠点別の
資金収支計画を現状の病院の収支状況をふまえて作成し提出いたしました。
2. 介護老人保健施設
平成23年11月まで遡り自主点検を行ったところ73件の過誤を認めため
国保連合会へ過誤申し立てを行い対象ご利用者への連絡及び返金を実施する。
3. 介護老人福祉施設
（1）経口維持加算（Ⅰ）については、医師等の指示を受けずに
算定していたが医師の指示を受けた上で算定することとした。

(2) 経口維持加算（Ⅱ）についても、医師、歯科医師、言語聴覚士等の 参加がなく会議が開催されて算定をしておりましたが 医師、歯科医師又は言語聴覚士等も会議に参加した上で算定することとした。
4. 居宅介護支援 実地指導翌日より医療サービスを位置付ける場合は、利用者の 同意を得て主治の医師等に意見を求め確認し記録することとした。

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（独）福祉医療機構）に加入	2 無
② 中小企業退職金共済制度（独）勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	無
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	1 有
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無